平成２８年（フ）第２１１３号
横浜市青葉区あざみ野南１丁目16番地８301
破産者　赤平　義信
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１６３号
横浜市神奈川区松見町３丁目942番地３　ダイヤパレス妙蓮寺Ｂ－２号
破産者　廣田　信哉
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３６０号
横浜市港南区日野８丁目４番13号　アライビル401
破産者　塚越　正樹
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４号
新潟県魚沼市穴沢1149番地１
破産者　浅井　松英
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第８２号
新潟県長岡市古正寺１丁目2962番地　マンションＳＴ301号室
破産者　石橋　達也
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第７７号
新潟県上越市東本町２丁目３番８号
破産者　金子　　隆
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第１１１号
愛知県一宮市赤見４丁目13番８号　アテレード103号
破産者　アールペイントこと　飯田　英剛
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３８号
滋賀県東近江市建部日吉町631番地８、開始決定時の住所滋賀県東近江市建部日吉町629番地14
破産者　奥田　　實
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第４７号
滋賀県東近江市五個荘北町屋町371番地４　エクセル南天保105号室
破産者　山田　哲也
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１３５号
滋賀県野洲市行畑948番地、前住所大津市雄琴北２丁目28番15号
破産者　草水　典夫
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１４６号
滋賀県蒲生郡竜王町大字山中1083番地
破産者　貴三産業こと　山田　　隆
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１９号
京都府舞鶴市田中町37番地４
破産者　和田　兼一
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２８年（フ）第７３号
鳥取県鳥取市的場３丁目26番地２　ハイツセンターリバーＡ201号、開始決定時の住所鳥取県鳥取市国府町高岡926番地４
破産者　治部美智子
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６１７号
広島市西区己斐本町２丁目16番14―204号
破産者　Ｋ－Ｔスタジオこと　田中　康一
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６４６号
広島市西区庚午南１丁目27番11―202号
破産者　支倉二三男
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６５８号
広島市南区西霞町24番32号
破産者　**𠮷**森　千秋
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５５号
愛媛県松山市西長戸町285番地
破産者　宮脇　佳菜
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７０号
愛媛県四国中央市金生町下分217番地１　新宅ビル201号、前住所愛媛県四国中央市川之江町4063番地の８
破産者　牧野　友美（旧姓宮﨑）
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１２６号
長崎県長崎市葉山２丁目52番26号
破産者　原田　友紀
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係